

西宮市中小企業勤労者福祉共済インフルエンザ予防接種費用補助金交付制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市中小企業勤労者福祉共済条例（昭和47年西宮市条例第45号）第1条の規定に基づき、会員がインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた場合、その費用の一部を補助するために必要な事項を定める。

(補助の内容及び金額)

第2条 会員が予防接種を受けた場合、予算の範囲内において、1年度内1回に限り500円を補助する。ただし、会員の予防接種負担額が500円以上の場合に限る。

2 加入者（事業主）が、その会員に対し予防接種費用の全額を負担した場合は、会員一人につき500円以上負担したときに限り、前項と同様とする。

(手続)

第3条 会員又は加入者が補助金の交付を受けようとするときは、別途定める方法により、予防接種を受けたことを証する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、加入者を受領代理人として加入者の指定する預金口座に振り込むものとする。

(交付の制限及び返還)

第5条 市長は、会員及び加入者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたことが判明した場合は、補助金を交付せず、又は、ただちに返還させるものとする。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。